



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

告 示

- 指定管理者の指定 (科学技術振興課) 2
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認 (科学技術振興課) 2
- 広域連合の規約の変更の許可 (市町村課) 2
- 区営土地改良事業施行の適当の決定 (村づくり計画課) 2
- 民有保安林の指定の予定・3件 (森林緑地課) 3
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件 (森林緑地課) 4
- 民有保安林の指定の解除 (森林緑地課) 4

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件 (都市計画・モノレール課) 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 (教育庁教育支援課) 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (教育庁教育支援課) 6

人事委員会事項

- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 8

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第65号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (平成18年沖縄県規則第16号) の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額のほか、」を「平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、平成25年5月1日から平成26年3月31日までの間にあつては」に、「相当する額」を「相当する額 (以下この項において「差額相当額」という。) の2分の1に相当する額 (当該額が5,000円を超える場合は5,000円) を減じた額を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額が10,000円を超える場合に限りその超える額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額が15,000円を超える場合に限りその超える額」に改める。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第281号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例第6条の規定により、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
- 2 指定の期間 平成25年5月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第282号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）附則第2項の規定によりその例によることとされている同条例第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 2 指定管理者 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 バイオ・サイト・キャピタル株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 平成25年5月1日
- 4 利用料金の額

施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1平方メートル1月につき	2,300円
駐車場	1台1月につき	3,000円

備考

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合長から申請のあった沖縄県介護保険広域連合の規約の変更について、平成25年3月29日付けで許可した。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった山田地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成25年4月16日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年5月1日から同月30日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所

- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字我部祖河嵩下原238番1・239番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字運天原運堂589番1・589番10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名トウガラ2693番1
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 沖縄市美里四丁目2039番2、2039番3、2039番4、2039番9、2039番13、2060番3、2060番4、2096番2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第289号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡南大東村字池之沢155番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 廃棄物処理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字山城後原107番2、107番3、122番2、137番2、137番3
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解除の理由 農業用道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字山城屋利原348番4
(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(3) 解除の理由 農業用道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 用途地域（西海岸埋立地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 西海岸埋立地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年 4月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年5月10日から同月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成26年6月30日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年4月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の借入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年9月30日（月曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加するものに必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成23年6月7日付け沖縄県公報定期第3957号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 平成24年6月15日付け沖縄県公報定期第4057号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入に係る入札参加資格を有すると認められた者

ウ 平成25年4月30日付け沖縄県公報定期第4146号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入に係る入札参加資格を有すると認められた者

- (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成25年5月31日（金曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあっては1日以内に、本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成25年5月31日（金曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年5月17日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-271

1

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 6月21日（金曜日）午後 2時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階入札室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までには沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年 5月17日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁教育支援課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年 6月20日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet

- (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. June 21, 2013
- (4) POINT OF CONTACT
Educational Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

人 事 委 員 会 事 項

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第18号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第2条第1項中「又は国民の保護のための措置の実施」を「、国民の保護のための措置の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 尚生堂 〒 901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
--	--